

読売新聞 平成29年5月31日

有害鳥獣駆除補助金不正

霧島で虚偽申請252件

霧島市は30日、イノシシなどの有害鳥獣を捕獲した場合に交付される補助金の申請で、2013～16年度に252件（計約240万円）の不正があつたと発表した。捕獲した動物の証拠写真を偽造するなどの手口で、市は既に支払った補助金計約195万円の返還を求める。

（中村直人）

13～16年度 証拠写真を偽造

発表によると、同市では獵友会のメンバーら約250人が市の許可を受けた「捕獲隊員」となり、イノシシやシカなどを捕獲している。通常の狩猟期間（秋から翌年春）以外に捕獲すると、市から1頭当たり4000～1万2000円が支払われる。

不正は昨年夏に発覚。補助金の申請には、捕獲した場所や日付が入った動物の証拠写真などが必要だが、複数の写真に写っている個体が似ていて、担当者が気付いた。調査の結果、1頭について背景や角度を変えて撮影し、複数を捕獲したように見せかけるなど

していたことが判明した。
市は、不正による虚偽申請が確認された29人について、捕獲隊員の資格を2か月～1年間停止し、補助金の返還を誓約させた。記者会見した前田終止市長は、「鳥獣駆除は、捕獲従事者と市の信頼関係で成り立つてきた。大半の方はまじめに従事してただけに、遺憾」と述べた。

全国でも相次ぐ

農林水産省によると、同様の不正は全国で相次いでおり、今年2月には兵庫県佐用町でも補助金が返還された。同省農村環境課は「霧島市は件数も多く、悪質。今後は不正が起きないよう、自治体には調査を徹底してもらいたい」としている。